

令和2年 6月22日 制 定
令和2年11月 9日 一部改正
令和2年11月26日 一部改正
令和2年12月14日 一部改正
令和3年 1月 8日 一部改正
令和3年 1月15日 一部改正
令和3年 2月 8日 一部改正
令和3年 4月 5日 一部改正
令和3年 5月17日 一部改正
令和3年 9月30日 一部改正

新型コロナウイルス感染症対策 宇都宮大学における授業の実施等に際してのガイドライン【学生用】

本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策のための宇都宮大学の対応方針」及び「令和3年度授業の実施方針について」に基づき、授業の受講、教育研究及び学生生活に関する対応について、以下のとおり制定しています。

学生の皆さんにおかれては、本ガイドラインを遵守の上、活動ください。

なお、本ガイドラインは、今後の感染状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行ってまいります。

1. 基本的な注意事項

(1) 3密（密閉、密集、密接）の回避について

- ①人と人との接触を避け、身体的距離（最低1 m）を確保
- ②大学構内でのマスク着用
- ③ドア、窓を開けるなどの換気の徹底
- ④建物入り口で手指消毒の徹底
- ⑤ていねいな手洗い（30 秒程度）の徹底

(2) 登学時の健康状態の把握について

- ①登学前に体温を測り、発熱等の風邪の症状がある場合等には登学せず、かかりつけ医等最寄りの医療機関又は最寄りの「受診・ワクチン相談センター」に電話で相談するとともに、保健管理センターに報告すること。
- ②発熱など体調に異変があった場合には「7. 発熱等があった場合及び新型コロナウイルスに感染した場合の対応について」に従って対応すること。
- ③体温を測り忘れて登学した場合は、各キャンパス建物出入口に設置してある非接触型体温計により、各自で検温すること。

〈非接触型体温計設置場所〉

- 峰キャンパス（8箇所）：学務棟、1号館、2号館、4号館、5号館、6号館、8号館 及び大学会館の各玄関
- 陽東キャンパス（9箇所）：学生プラザ、2号館、4号館、7号館、8号館、9号館、10号館、11号館 及び石井会館の各玄関
- 農学部附属農場（1箇所）：管理棟1階
- 農学部附属演習林（1箇所）：管理棟1階

(3) その他

①行動記録を作成すること。

本学ホームページの「新型コロナウイルスへの対応について」>「4. その他：在学生へのお知らせ」に掲載しています。

<https://www.utsunomiya-u.ac.jp/important/essential/008205.php>

(参考様式)

行動記録

教職員又は学生が感染した場合は、保健所から過去2週間の行動履歴の提出を求められることになりますので、行動を常に記録願います。

※記入例を参考にしてください。(同僚者の分は記入せず、同僚者の同意が得られる場合は、「行動記録附票」に情報を記載してください。)

※大学関係以外の行動や勤務日又は通学日以外の日についても記載してください。

所属	
職名・学年	
氏名	
連絡先	
同僚者の有無	有 ・ 無

年月日	時刻	接触状況	接触場所	接触者氏名	接触者の連絡先	備考
※記載例 令和〇年〇月〇日 (火)	①09:40～10:10	①授業(授業科目:〇〇〇〇)	①〇〇教室	①〇〇学割〇〇さん	①090-1111-1111	①〇〇さんと隣の席で受講
	②15:00～20:00	②バスで△△から△△に移動。 △△でアルバイト。	②△△(アルバイト先)	②△△さん	②090-2222-2222	

②新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) を必ずインストールしてください。

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

**自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。**

厚生労働省
**新型コロナウイルス
接触確認アプリ**
(略称: COCOA)
COVID-19 Contact Confirming Application

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



～接触に留まる記録は、画面の中だけで管理し、外にはません。どこでも、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません。

※感染のリスクのみで接触の検知(ランダムにのみ)も記録します。5分間は14日経過後に削除となります。

※履歴は、当該履歴など個人が特定される情報は記録しません。Bluetoothをオフにすると検知を記録しません。

iPhoneの方はこちら  

Androidの方はこちら  

詳しくはこちら  

  

2. 入構を認める者「新型コロナウイルス感染症対策のための宇都宮大学の対応方針」より抜粋

ステージ	授業（講義・演習・実験・実習）	学生の入構及び施設利用	学生の課外活動	研究室での活動（ゼミ・卒業論文・実験等を含む）
1	<ul style="list-style-type: none"> ・感染の予防・拡大の防止に最大限の配慮をして対面により実施 ・オンラインも積極的に活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染の予防・拡大の防止に最大限配慮することを条件に、入構、図書館及びコモンズ等の施設利用を許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染の予防・拡大の防止に最大限配慮することを条件に、一部の課外活動を許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染の予防・拡大の防止に最大限の配慮
2A	<ul style="list-style-type: none"> ・授業（講義・演習・実験・実習等）は、対面及びオンライン授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・入構は一部制限・図書館及びコモンズ等の施設利用は、条件を付して許可 ・感染の予防・拡大の防止への最大限の配慮を条件に、短時間の必要な作業を認める 	<ul style="list-style-type: none"> ・条件を付して一部許可 ・対面による5人以上での会食、飲み会等は禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況に応じて、感染拡大の恐れのある建物への立ち入りを禁止・換気の励行、マスクの着用、手洗いの励行、距離（最低1m）を取っての対話、短時間での作業など感染防止に最大限の配慮 ・ただし、学生への参加強制は禁止 ・ゼミ等のオンライン化を推進
2B	<ul style="list-style-type: none"> ・講義は、原則オンライン授業 ・演習・実験・実習等は、必要に応じて対面により実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・入構は一部制限・図書館及びコモンズ等の施設利用は一部制限 ・感染の予防・拡大の防止への最大限の配慮を条件に、短時間の必要な作業を認める ★国から緊急事態宣言を受けた地域から通学する学生にあつては、「ステージ3」と同じ扱いとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則禁止（オンライン上の活動は可） ・対面による会食、飲み会等は禁止 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・原則としてオンライン授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館及びコモンズ等の施設利用は禁止 ただし、卒業・修了等に係る図書貸出等については、一部許可 ・部局長の許可を得た場合のみ入構可 ★各キャンパス、農場、演習林でクラスターが発生した場合は、発生状況によっては、当該キャンパス等を「ステージ4」と同じ扱いとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止（オンライン上の活動は可） ・対面による会食、飲み会等は禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・中止により多大な損失が生じる進行中の実験について、最小限の関係者に短時間の立ち入りを許可 ・新たな実験の開始は不可 ・教員の研究室での業務は最小限にとどめること ・ゼミ等は原則オンラインで実施 ★各キャンパス、農場、演習林でクラスターが発生した場合は、発生状況によっては、当該キャンパス等を「ステージ4」と同じ扱いとする。 ※卒業・修了等に係る研究室での活動については、一部許可
4 5	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン授業 	<p>入構禁止</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮大学における研究活動は停止 ・ただし、部局長の許可を得て、生物の世話、サーバーの維持管理、冷凍保存装置の液体窒素補充等といった最低限の施設 ・設備の維持管理のための一時立ち入りのみ可 ・教員の研究室での業務は原則禁止 ・ゼミ等はオンラインで実施

3. 授業実施に伴う注意事項

(1) 対面授業

① 教室

- ・感染防止対策として座席は市松模様（「前後左右の座席には人が座らない状態」、収容率概ね50%を上限）に着席すること。
- ・感染防止対策として座席を指定された場合は指示に従うこと。（授業担当教員は受講生が着席した座席を記録しています）
- ・可能な限り前後左右の隣接を避け、距離を確保して受講すること。

② 実験室・実習室

- ・授業担当教員の指示に従うこと。
- ・十分な対人距離（前後左右1m以上）を確保し、場合によっては、フェイスシールドの着用等を指示する場合があります。

③ フィールドワーク等

- ・授業担当教員の指示に従うこと。

④ レポートの提出および返却

- ・レポートの提出、返却等においては、授業担当教員の指示に従い、感染防止の対策を行うこと。

⑤ 授業終了後は、教室等から速やかに退出し、キャンパス内での不要な滞在は避けること。

(2) オンライン授業

① オンライン授業の受講に当たり、自宅等でのインターネット通信環境の準備をすること。

② 授業で教員が作成したPDFファイルや音声ファイル等は、特定の受講者にのみ限定的に配信している著作物で教員に著作権があります。受講する学生が教員に無断で再配布したり、SNSで共有したり、別のサイトにアップロードすると違法行為になるので注意すること。

(3) 在宅受講

対象：ステージ2A又は2Bの場合、居住している区域（通常登学する区域）に「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」が実施された期間中に限って、在宅受講の対象者となる。
この場合、特定の科目のみの在宅受講を認めるのではなく、当該期に履修登録される全科目が対象となる。

提出：対象者のうち、当該期間の在宅受講を希望する学生は、「在宅受講届」を修学支援課又は陽東学務課へ提出すると共に、C-Learning等を利用して全ての履修登録科目の授業担当教員に「在宅受講届」を提出した旨を各自連絡し、各授業担当教員からの指示を確認すること。

備考：在宅受講を認められた者であっても、当該期間中に定期試験が実施される場合は、登学して当該定期試験を受験する。なお、オンライン等による定期試験等を授業担当教員が定める場合は、この限りではない。

4. 研究活動について

- ① 研究室・実験室への入退室について記録する。
- ② 研究室・実験室では、定期的に窓を開けるなど換気を行う。
- ③ 研究室・実験室での作業は、身体的距離（最低1m）を空けて行う。
- ④ 換気が十分にできない場所での滞在時間は可能な限り短くする。
- ⑤ 会話は必要最小限とする。
- ⑥ 共用の機器・什器は、使用前後に適宜消毒または清拭により清潔にする。
- ⑦ その他ステージに応じた研究活動を心掛けること。

5. 入構及び学内施設の利用、課外活動について

感染状況の拡大状況に応じて、本学ステージに合わせた対応方針によるものとする。

なお、課外活動は、課外活動再開計画申請により許可された課外活動団体のみ活動を許可する。

6. その他の相談について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、これまで感じたことのない不安やストレスを感じる場合があります。また、この影響により経済的に困難な状況に陥る場合もあります。本学では、全学的な相談窓口として、学生なんでも相談窓口を設置しています。学生生活において困ったことや心配ごとなど、どんなことでもお気軽にご連絡ください。

【学生なんでも相談窓口】

峰地区	学生支援課	電話 028-649-5072	E-mail: gkgakus@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp
陽東地区	陽東学務課	電話 028-689-6003	E-mail: gkmyoto@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

【こころとからだの健康相談】

保健管理センター	電話 028-649-5123	E-mail: hokekan@cc.utsunomiya-u.ac.jp
----------	-----------------	---------------------------------------

7. 発熱等があった場合及び新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

①下記の「◎」のような状態になった場合は、すぐに、かかりつけ医等最寄りの医療機関又は「受診・ワクチン相談センター」に電話で相談するとともに、必ず保健管理センター・学生支援課に報告をしてください(以下の【報告について】を参照)。また、同居者の状況についても同様に報告をしてください。

◎息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、若しくは、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合
(基礎疾患等のある方は、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合)

【報告について】

保健管理センター・学生支援課への連絡は、
[こちらの入力フォーム \(https://forms.office.com/r/E361x45HWU\)](https://forms.office.com/r/E361x45HWU) にアクセスして、
所属・氏名、現在の状況、連絡先等を報告してください。

※報告後に、保健管理センターから自宅待機の指示があった場合は、
[こちらの入力フォーム \(https://forms.office.com/r/eUVTh9N96G\)](https://forms.office.com/r/eUVTh9N96G) にアクセスして、
学籍番号、所属、氏名、メールアドレス、自宅待機期間を報告してください。

②かかりつけ医等や受診・ワクチン相談センターに相談した結果、医療機関を受診した結果、及び、PCR検査の結果についても報告してください。

③新型コロナウイルスに感染した場合は、「行動記録」・「接触者リスト」を速やかに提出してください。(1. (3)を参照)

④感染拡大防止の徹底を心掛けてください。

マスク着用 こまめな手洗い 消毒 3密を避ける 行動記録や接触者リストの作成 不要不急の外出や複数名での飲食を伴う会合への参加・勤務等の自粛
--

* 栃木県での発熱患者等発生時における相談体制

① まずは、かかりつけ医等最寄りの医療機関に電話相談

② ①に連絡できない場合は、受診・ワクチン相談センター*に電話相談

[TEL: 0570-052-092 24時間(土日、祝日を含む)] *: 都道府県によって名称が異なります。

【体調不良者対応フロー】

本人

保健管理センター

医療機関等

- 体調不良の者**
- ①発熱 (37.5℃以上、あるいは平熱より 1℃以上高い熱)
 - ②咳、鼻水、のどの痛みなどの風邪症状
 - ③強いだるさ (倦怠感)、息苦しさ (呼吸困難)
 - ④嗅覚や味覚の異常
 - ⑤下痢が 4-5 日続く
 - ⑥基礎疾患等のある方は、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状

①保健管理センターへ状況報告 (同居者の状況についても同様に報告)

(1)所属・氏名 (2)現在の状況 (3)連絡先

【報告先】 **こちらのフォームから大学に報告**をしてください。

②かかりつけ医等最寄りの医療機関又は「受診・ワクチン相談センター」に電話で相談

本人

指示

かかりつけ医等最寄りの医療機関又は「受診・ワクチン相談センター」に相談した結果を保健管理センターへ再度報告

指示に従い医療機関の受診・検査

医療機関を受診した結果及びPCR検査 (抗原検査を含む) 結果を保健管理センターへ再度報告

指示

体調不良者への指示

- 当該者へ自宅待機の指示があった場合
- ①自宅待機指示期間中は、在宅受講とする。
- ②保健管理センターの健康観察及び指導に基づき、授業担当教員との相談の上、オンライン授業の受講を認める場合がある。
- ③指示内容について、指導教員 (担任)、授業担当教員へC-Learning 等で報告するとともに、学務部へ [こちらの入力フォームから報告](#)する。

新型コロナウイルス感染症に感染 (陽性)

- 医療機関・保健所等の指示に従う
- 登学禁止。
- ①登学禁止により、授業は公欠とする。
- ②保健管理センターの健康観察及び指導に基づき、授業担当教員との相談の上、オンライン授業の受講を認める場合がある。
- ③指示内容について、指導教員 (担任)、授業担当教員へC-Learning 等で報告するとともに、学務部へ [こちらの入力フォームから報告](#)する。

保健管理センターの健康観察を経て、登学・授業の受講等の判断を仰ぐ

保健管理センターから登学許可が出たら、登学。公欠届や在宅受講届の提出は不要です。

保健管理センターから登学許可が出たら、登学。公欠届 (感染症) を学務部へ提出する。

【感染者・濃厚接触者・接触者対応フロー】

本人 保健管理センター 医療機関等

新型コロナウイルス感染症
濃厚接触者・接触者と連絡を受けた者

新型コロナウイルス感染症
感染者（陽性者）となった者

報告

保健管理センターへ状況報告（同居者の状況についても同様に報告）
 (1)所属・氏名 (2)現在の状況 (3)連絡先
 【報告先】 [こちらのフォームから大学に報告](#)をしてください。

保健所の指示に従い、PCR 検査を受検

PCR 検査（抗原検査を含む）結果を保健管理センターへ再度報告

指示

PCR 検査結果陰性者への指示

- 当該者へ自宅待機の指示があった場合
- ①自宅待機指示期間中は、在宅受講とする。
- ②保健管理センターの健康観察及び指導に基づき、授業担当教員との相談の上、オンライン授業の受講を認める場合がある。
- ③指示内容について、指導教員（担任）、授業担当教員へC-Learning 等で報告するとともに、学務部へ [こちらの入力フォームから報告](#)する。

新型コロナウイルス感染症に感染（陽性）

- 医療機関・保健所等の指示に従う
- 登学禁止。
- ①登学禁止により、授業は公欠とする。
- ②保健管理センターの健康観察及び指導に基づき、授業担当教員との相談の上、オンライン授業の受講を認める場合がある。
- ③指示内容について、指導教員（担任）、授業担当教員へC-Learning 等で報告するとともに、学務部へ [こちらの入力フォームから報告](#)する。

保健管理センターの健康観察を経て、登学・授業の受講等の判断を仰ぐ

保健管理センターから登学許可が出たら、登学。公欠届や在宅受講届の提出は不要です。

保健管理センターから登学許可が出たら、登学。公欠届（感染症）を学務部へ提出する。